

フランスにおけるイタリア人移民の統合: 19世紀中葉から第一次世界大戦にかけて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/39964

第2章 フランスにおけるイタリア人移民の統合

—19世紀中葉から第1次世界大戦にかけて—

中島健二

はじめに—課題と方法の設定

フランスはこれまで、マジョリティとは異なる「人種」や「民族」に属する人々が定住しようとする場合に、彼らの社会的相違は縮小されなければならないという考え方に基づいて、彼らをいかに社会的に統合するかということに主要な関心を寄せてきた(ハーグリーヴス, 24-25)。社会的な「統合」は文化的な「同化」とかならずしも同じものではない。フランスには、この国こそが「もっとも古くからあるネイション」であるという神話があり、それはフランス革命をめぐる言説によって強化された(Noiriel, 22-23)。この神話は定住しようとする移民に対して、個人の意思に基づくフランス国家への帰属と忠誠を通じて、フランス市民として同質的な「身分」(état civil)の形成にあずかることを求める。ナショナリズムは本質的に政治的な現象であり、ネイションというすでに存在する文化的な実体から生み出されるものではない(Jenkins & Sofos, 11)。社会的な統合の核心はここにある。それは、フランス革命以降の国民国家の建設を通じて陶冶された。しかし、移民受け入れ国のフランスに多文化主義を許容する傾向がこれまで根強くあったとはいえない。むしろフランスの社会的な統合は文化的な同化をたえずともなってきたというのが現実である。しかし、この章では以下、統合と同化の間にあるずれや矛盾を捨象したうえで、両者をセットとしてとらえ、統合という用語のうちに統一する。

統合は、かならずしも法制上の手続きをとともなうものではない。しかし、この章では、帰化および帰化以外の手段による国籍取得を、統合の一応の目安として用いる。19世紀中頃から第1次世界大戦にかけてフランスに渡った

イタリア人移民の少なからぬ部分は帰化をはたした。帰化の志願者は統合の条件を満たせば、政令(décret)に基づいて帰化することができた。また、外国人の親からフランスで生まれた者も一定の条件を満たせば、届出(déclaration)に基づいて、あるいは十分な社会化が進んでいるという仮定のもとに自動的に、国籍を取得することができた(2を参照)。

この章で考察したいのは、イタリア人移民がどのようにして統合の道を選択したのかということである。1880年代中頃から90年代中頃のフランスでは、不況の長期化にともなう労働力の過剰化という経済的な要因、さらにはフランス・イタリア間の外交関係の悪化、フランスの兵力の増強などの政治的な要因、また社会全般のナショナリズムの高揚などが、イタリア人のフランスへの入国の勢いを鈍らせただけでなく、長期的に居住するイタリア人移民に対して、帰化あるいは国籍取得を促す動きを強めた。第三世代を「生まれつきのフランス人」と認定する生地主義の拡大もこれらの諸要因を抜きにして語ることはできない。

なお、第4節では、ごく簡単ながら、戦間期以降のイタリア人移民の動向を概観する。1930年代の大不況とそれにつづく政治的緊張期にも、フランスへの入国者の減少と帰化・国籍取得者の増大が見られた。第2次世界大戦後、移民の流れはふたたび活発となるが、イタリア北部が1950年代末から経済発展を遂げたこともあって、フランスへのイタリア人移民の歴史は1970年代中頃に幕を閉じた。しかし、新規の移民が細っていくなかで、フランスに残ったイタリア人の帰化・国籍取得はその後も進行した。19世紀中葉から1世紀以上にわたるその歴史を通じて、イタリアは最多数のフランス人を生み出した外国の一つでありつづけた。その意味において、フランス社会へのイタリア人移民の統合は「成功」のうちに終わったといってよい。その歴史は、現在のフランスにおける非ヨーロッパ系移民の受け入れに対しても重要な示唆を投げかけるであろう。それについては、「おわりに」で問題提起するにとどめる。

表1 フランスの人口推移 (1851-1911年)

(単位：千人)

	1851	1861	1866	1872	1876	1881	1886	1891	1896	1901	1906	1911
フランスの全人口	35,783	37,386	38,067	36,103	36,906	37,405	37,931	38,133	38,269	38,451	38,845	39,192
生来のフランス人	35,389	36,865	37,396	35,412	36,069	36,327	36,700	36,832	37,014	37,195	37,576	37,779
帰化・国籍取得者	13	15	16	15	35	77	104	171	203	222	222	253
外国人	381	506	655	676	802	1,001	1,127	1,130	1,052	1,034	1,047	1,160
イタリア人	63	77	100	113	165	241	265	286	292	330	378	419
外国人に占める比率(%)	17	15	15	17	21	24	23	25	28	32	36	36
フランスの全人口に占める比率(%)	0.17	0.21	0.26	0.31	0.45	0.64	0.70	0.75	0.76	0.86	0.97	1.07
ベルギー人	128	205	276	348	374	432	482	466	395	323	310	287
外国人に占める比率(%)	34	41	42	47	47	43	43	41	38	31	30	25
フランスの全人口に占める比率(%)	0.36	0.55	0.73	0.96	1.01	1.15	1.27	1.22	1.03	0.84	0.80	0.73

出所) Weil, P., Appendix: Recensements de 1851 à 1936(部分).

1 移民数の推移と分布

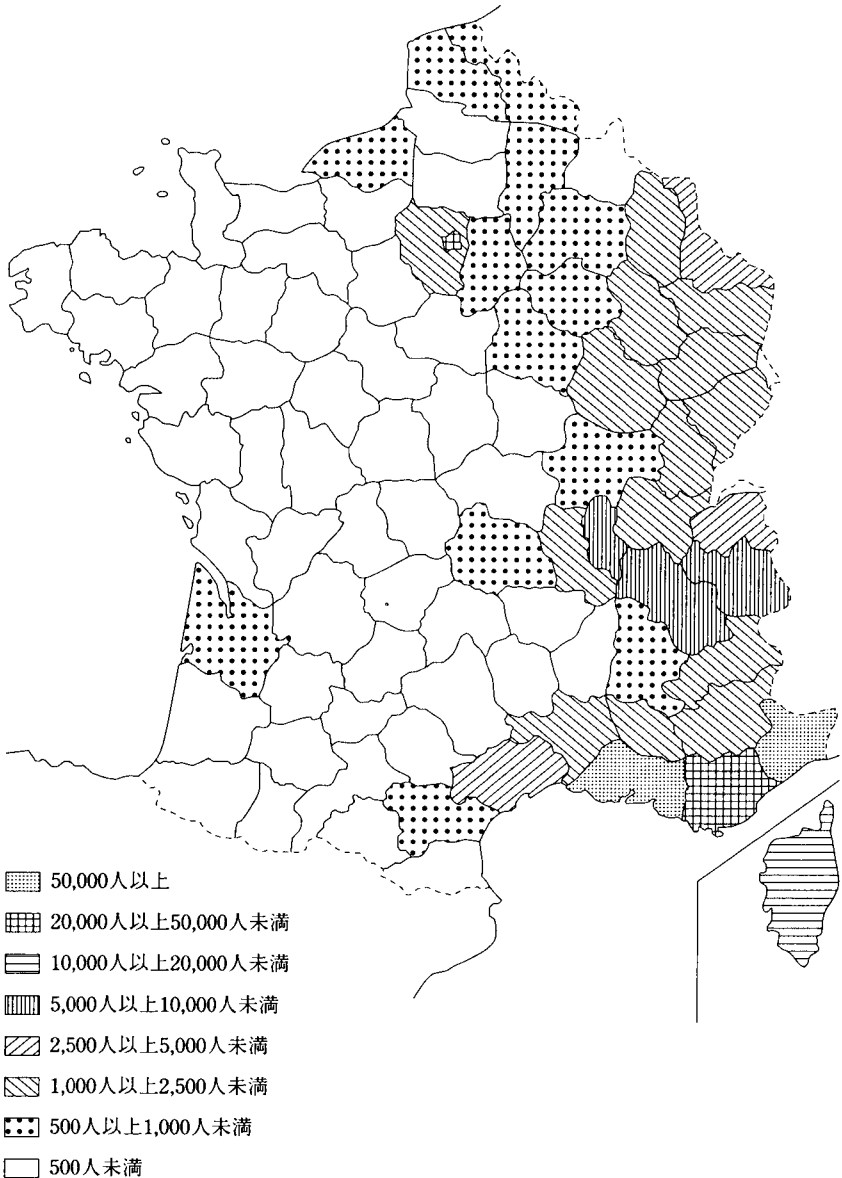
表1に示したように、1851年に行われたフランス最初の人口統計調査では、同国に在住するイタリア人は6万3000人を算えた。フランスの全人口に占める比率は0.17%にすぎなかったが、彼らの85%近くが（コルシカ島を含む）フランス南東部とセーヌ川流域（おもにパリ）の9つの地域に集中していたため、地域によってはその比率は4%を超えた。1851-61年には、在住イタリア人は21%増加し、フランス全体の人口増加率の4.5%を大きく超えた。ただし、ここにはイタリア人の多い地域をフランスが併合したことの影響もある。1872年にはイタリア人は国の全人口の0.31%を占めるにいたったが、今度はここにはフランスのドイツへの領土分割の影響が見られる（Gut, 21-24, 26-27）。なお、在住外国人のなかで最大の集団を占めたのはベルギー人であった。イタリア人がフランス南東部に集中していたのとは対照的に、ベルギー人の大半は北部の鉱山・金属業などに従事していた。

イタリア人の人口は1870年代に急増し、1861-72年の人口の伸び率が47%であったのに対して、1872-81年の9年間の伸び率は126%に達した。しかし、1881-91年、1891-1901年の伸び率はそれぞれ19%、15%にとどまり、それまでの勢いに急ブレーキがかかった。10年単位で底を打ったのは1886-96年で、このときの伸び率はわずかに10%であった。1891-96年には絶対数で約6千人しか増えていない。その理由については第2、3節で述べる。しかし、このときの停滞期を脱すると、1870年代の勢いには及ばなかったものの、ふたたび増加に弾みがついた(1901-1911年の伸び率は27%)。1900年代前半にはイタリア人はベルギー人を追い抜いた。その分布も以前よりも広がりを見せ、地図1の通り、フランス南東部とパリ周辺以外にも、南東部から地中海沿岸に西進する一方で、南東部から北東部へとアーチ状に広がっていった。しかし、大部分が南東部とパリ周辺に集中していたことに変わりはない。

国民経済のレベルで考えるならば、このようにイタリアからフランスへの移民が長期にわたって増大した理由は、両国の人口圧力の違いに求められる。人口1千人あたりの自然増加率(出生率-死亡率)を見ると、1861年にイタリアで7.1(38.0-30.9)、フランスで3.7(26.9-23.2)と、すでに大きな差があったのだが、1913年にはそれぞれ13.0(31.7-18.7)、1.1(18.8-17.7)と増減し、その差はさらに広がっていった(Toniolo, 27)。こうした人口の伸びの差を背景として、この時代のフランスの経済発展にともなう労働力不足が、イタリアを含む周辺諸国(ベルギー、ドイツ、スペインなど)からの過剰労働力の流入によって部分的に埋められようとしたのである。

イタリアの過剰労働力はとりわけ農村地帯で発生し、それが低所得構造を強固にした。オブライエンとトニオーロによると、1904-14年のイタリアにおける可耕作地1haあたりの純産出高は、イギリスと比較しても4割ほど高水準にあった。このことはある意味では労働集約型農業の成果の表れであった。しかし、農業労働者(常勤の男性被雇用者)1人あたりの純産出高は逆に、イギリスの6割ほどの水準にとどまった(O'Brien & Toniolo, 364, Table 15.6)。そして、そのことがイタリアの農業労働者のもとよりのこと、工業労働者の賃金をも押し下げる一因となった。ザマーニの試算では、1905年のイタリアに

地図1 19世紀末フランスの県ごとのイタリア人の分布(1896年の人口統計調査に基づく)



出所) Milza, P., p.85.

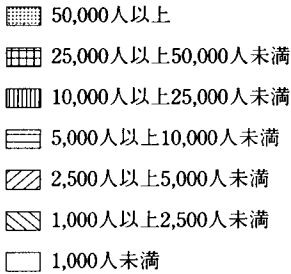
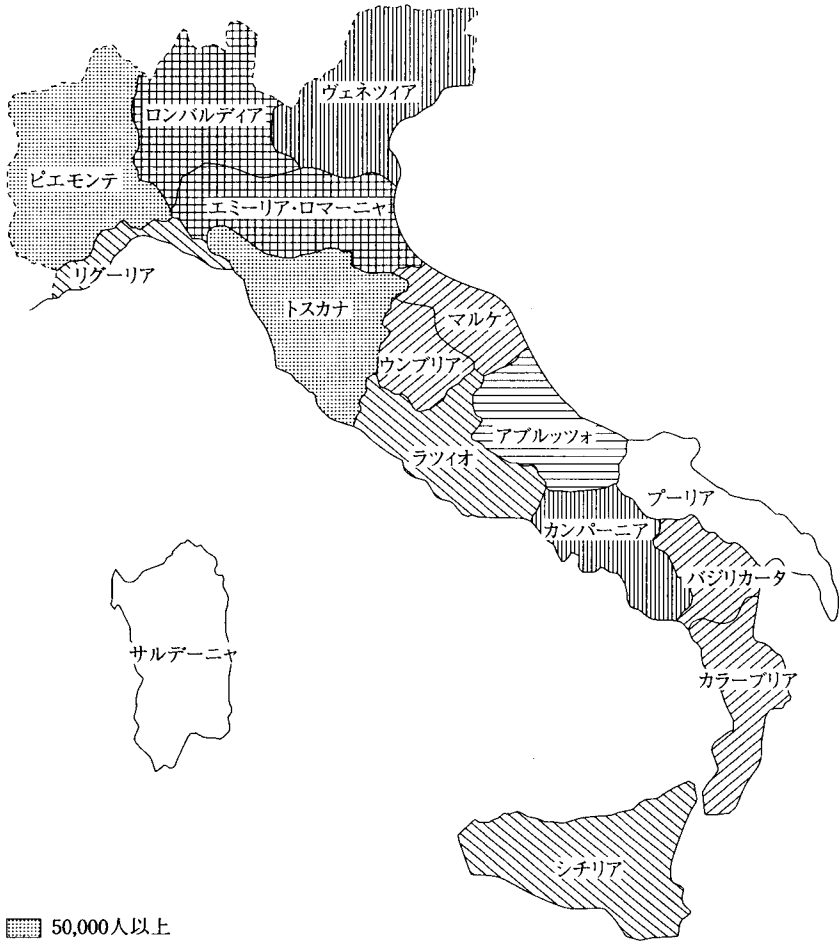
おける工業労働者の賃金水準は、イギリスを100とすると、わずかに44であった(ちなみにフランスは72) (Zamagni, 418, Table 5.3)。

フランス南東部に集中したイタリア人移民の出身地も大きく偏っていた。イタリアの公式記録から、1896-1902年にフランスに渡ったイタリア人24万3138人の出身地が判別できる¹⁾。それによると、その82%がトスカナ州の都市グロッセートとエミーリア・ロマーニャ州の都市リミニを結ぶ線から北の地域の出身であった。なかでもピエモンテ(28%)、トスカナ(22%)、ロンバルディア(12%)、エミーリア・ロマーニャ(10%)の四つの地域に、全体の73%が集中していた(地図2)。とくにピエモンテからはパスポートをもたずに日常的に国境を往来する者も数多くいたが、それは記録には含まれていない。公式記録に残されているのはパスポートを交付された者の数である(Serra(b), 146)。いずれにしろ、国境をはさんだ両国の地中海沿岸地域はもともと密接につながった地域であった。陸路でも海路でも交通は容易であり、フランス側の工業の中心地にイタリア人の労働者が引きつけられるのはいたって自然なことであった。イタリア側の住民にとって、フランス地中海岸は「外国人であること」をそれほど強く意識させるところではなく、長い間住み続ければ彼らがおのずと同化していくような土地であった(Milza, 71, 75)。

過剰労働力を抱えたイタリアからは、フランスだけではなく、アルプス以北のスイスやドイツ、さらには南北アメリカ大陸などに、数多くの移民が流出した。イタリア人の移民率(生産活動人口1000人あたりの出国者数)は1871-80年の6.8%から1891-1900年の14.9%、1901-10年の30.2%に上昇した(Chiuffoletti, 466: Tav.II)。ここで、ヨーロッパの主要受け入れ国であるフランス、スイス、ドイツの3カ国を比較すると、フランスのイタリア人は33万人(1901年)から41万9000人(1911年)に、スイスのイタリア人は11万7000人(1900年)から20万3000人(1910年)に、ドイツのイタリア人は7万人(1900年)から10万4000人(1910年)に、それぞれ増大した(Trincia, 18, 51)²⁾。

1891年のフランスの人口統計調査によると、イタリア人有職者全体のうち、工場や農場、その他さまざまな職種に従事する労働者の比率は86%にのぼっ

地図2 1896-1902年にフランスに入国したイタリア人の州ごとの分布



出所) Milza, P., p.86.

表2 フランスの人口統計調査に基づくイタリア人の職業
(1891年)

	(単位：人)
職長	4,452
自由業	2,743
不動産所有者，資本家	4,007
銀行家，商人	7,637
店員，社員	6,657
労働者：農業	27,531
鍛鉄業，大規模製造業	32,404
中小規模製造業	41,237
その他多種労働者（住所不定者含む）	58,631
有職者計	185,299
そのうち労働者計	159,803
無職	94,899
職業不明者	5,138
計	285,336

出所) Sori, E., p.360, Tabella 9.10(部分).

た(表2)。そのほとんどは単純労働者・季節労働者および職人であった。職種としては、左官工、石工(煉瓦職人)、採石工、日雇い労働(農業、建設業)、行商人、家政労働、乳母、宿屋業、各種製造業(金属、機械、造船、化学、食品、繊維など)、鉱山労働、港湾労働などがあつた。専門職(聖職者、司法職、教師、医者、芸術家など)はごく少数にとどまつた(Sori, 353; Milza, 76-81)。このことはイタリア人移民の移動性が高く、本国とフランスとの間を頻繁に往復していたことを示す。表3-1はフランスへの移民送り出し国3カ国について、1901年の生産活動人口を国別・雇用形態別に示したものである。「先進国型」のイギリス人と比較すると、イタリア人とベルギー人では、労働者の比率が高く、給与所得者の比率が低い。実際、イタリア人移民の主流をなしていたのは出稼ぎ労働を目的とする単身の男性であった。

2 フランスとイタリアの移民政策

1861年の国家統一後のイタリアでは、移民の流出を厳しく規制すべきであるという意見から、それを無条件に放任すべきであるという意見まで、政治

表3-1 フランスにおける国別・雇用形態別の生産活動人口(1901年) (単位:人, %)

	総計	事業主	給与所得者	労働者	自営業者	失業者	届け出なし
イギリス	14,482	1,263	7,336	2,655	2,667	364	197
構成比 (%)	100	9	51	18	18	3	1
ベルギー	181,692	16,750	23,279	108,339	26,255	6,700	369
構成比 (%)	100	9	13	60	14	4	0
イタリア	205,933	17,055	25,822	119,198	35,517	6,973	1,368
構成比 (%)	100	8	13	58	17	3	1

表3-2 フランスにおける国別・雇用形態別の生産活動人口(1935年) (単位:人, %)

	総計	事業主	給与所得者	労働者	自営業者	失業者
ベルギー	156,870	30,415	14,490	92,129	15,051	4,785
構成比 (%)	100	19	9	59	10	3
イタリア	475,006	5,5015	22,472	325,297	54,388	17,834
構成比 (%)	100	12	5	68	11	4
ポーランド	287,002	8,635	6,705	252,035	12,489	7,138
構成比 (%)	100	3	2	88	4	2

表3-3 フランスにおける国別・雇用形態別の生産活動人口(1975年) (単位:人, %)

	総計	農業	農業 労働者	商工業 経営者	専門職, 上級管理職	中間 管理職	給与 所得者	職長, 熟練工	一般 工具	鉱員, 船員, 漁業	サービス業	芸術家, 聖職者, 軍人,警察
スイス	11,630	930	195	1,300	1,825	1,440	1,135	1,225	1,410	5	570	1,595
構成比 (%)	100	8	2	11	16	12	10	11	12	0	5	14
イタリア	199,235	6,125	5,480	14,315	2,880	5,860	13,605	66,890	67,655	3,155	10,430	2,430
構成比 (%)	100	3	3	7	1	3	7	34	34	2	5	1
アルジェリア	331,090	95	2,590	8,680	980	3,330	16,670	63,585	222,500	3,830	8,480	350
構成比 (%)	100	0	1	3	0	1	5	19	67	1	3	0
モロッコ	152,255	95	22,890	2,530	1,290	1,630	5,050	22,910	85,395	5,275	4,745	245
構成比 (%)	100	0	15	2	1	1	3	15	56	3	3	0

出所) 表3-1, 2, 3とも, Noiriol, G., Annexes statistiques(部分).

指導者の見解は多様に分かれていた。そのため、移民政策には明確な統一性が欠けていた。たとえば、知事や市町村長に対してアメリカやアルジェリアへの人々の出国を制限するように要請した通達(1868年)や、兵役年齢にある若者や十分な資力をもたない者などの出国を制限する措置(1872年)が出されたが、その間には、そうした規制策とは反対に、出国の容認を前提としたうえで、長距離を移動する自国民を金銭的に支援すべき政府の責任を明らかにした法律(1868年)が定められた。その後は、1870年代後半から1880年代にかけて、中央政府でトラスフォルミズモ(政権の多数派工作そのものが自己目的化する政治)が展開されたために、移民政策はよりいっそう首尾一貫性を欠き、そのときどきの状況に応じた日和見主義的なものとなった(Sori, 255-258; Serra(a), 43; Casacchia & Strozza, 52)。

ところで、1804年のフランス民法典は国籍について原則的に血統主義(*jus sanguinis*)の立場をとったが、フランスで生まれた外国人の男子が成年に達した時点で、意思表示に基づいてフランス国籍を取得することを例外的に認めてもいた(Pegna, 38, 42)。また、帰化を希望する移民の取り扱いについては、1809年以降、段階的に制度化され、申請から一定期間を経て国籍が認許されるようになった。ただし、その期間には、民法典で導入された居住許可証を交付されているかどうか、あるいはそのときどきの当局の裁量しだいといったところがあり、3年から10年の幅があった(Gildas, 272; Weil, 467-468)。居住許可証を有する者あるいはフランスと相互条約を結んでいる国の国民には一定の市民権が与えられた(Noiriel, 72)。

フランスが国籍について生地主義(*jus soli*)の原則を部分的に導入したのは1851年のことである。すなわち、それ以後、フランスで生まれた外国籍を有する親からフランスで生まれた子(第三世代移民)に限っては、生まれつきフランス国籍が与えられることとなった。ただし、本人が成年に達したのち、所定の期間内にそれを放棄する権利も与えられた。

表1に戻って、フランス在住外国人の人口と帰化・国籍取得者の人口の推移を見てみよう。帰化・国籍取得者とは、外国人として生まれ、その後何らかのかたちでフランス国籍を取得した者をいう。具体的には、外国で生まれ

た外国籍を有する第一世代移民(と彼らが外国から連れてきた子)の命令に基づく帰化, フランス国籍をもつ者との婚姻による国籍取得, 外国で生まれた外国籍を有する親からフランスで生まれた子(第二世代移民)の届出による国籍取得などをいう。1851年以降の第三世代移民は「生まれつきのフランス人」とみなされるようになったので, 国籍取得者には含まれない。人口統計調査が開始された1851年の時点で帰化・国籍取得者の人口はわずかに1万3000人とどまっていたが, 1876年あたりから弾みがつき, 1886年には10万4000人となった。その時点での在住外国人と「元外国人」との人口比率は100対9であった。イタリア人の場合も, ほぼ同程度の比率であったと推測される (Pegna, 65)。

このように, 1850年代以降, フランスの周囲のいくつかの国と同様に, イタリアから同国への移民が増大するとともに, 彼らのなかからフランス国籍を取得する者も増え, また彼らの第三世代は「生まれつきのフランス人」としてフランス社会に組み込まれていった。ただし, ここで留意しなければならないことは, 自由貿易が展開された19世紀中葉というのは, 他のヨーロッパ諸国と同様に, イタリアやフランスにおいても, 人の往来は商品と同じく自由でなければならないと考えられていたということである。フランスに長期的に滞在し, 居住許可証をもつようになった外国人に対して, 帰化を申請するように圧力がかけられたり, 第二世代移民に国籍取得を届け出るように圧力がかけられたりすることはほとんどなかった (Noiriel, 73-75)。フランス国籍をもつ者の数がしだいに増えていったとはいえ, それは基本的に移民の自発的な選択の結果であったと言わなければならない。

フランスがこのような自由放任主義的ともいえる移民政策から帰化と国籍取得を積極的に促進する政策に転換したのは, 1880年代のことであった。その背景には, ドイツを軸とするヨーロッパのバランス・オブ・パワー政策の展開という政治的な要因がはたらいていた。フランスは長い間, 外国人労働者を受け入れてきた。それは産業力を育成し, ドイツに対抗するには不可欠の存在であった。しかし, 血統に基づくフランス人の人口が伸び悩むなかで, 国内に多数の外国人を抱え込むことは, いまや国家の安全保障を不安定

にしかねない要因にもなった。フランスの移民政策を転換させたのは、フランス国籍を取得する移民の数を増やすことによって、このジレンマを解消しようとする思惑だったのである。そして、その直接的な目的は、ドイツに軍事的に対抗するための兵役を強化することにあつた(Noiriel, 82-83)。フランスは1818年に徴兵制を導入したが、フランス在住の外国人は兵役義務をもたなかった。1830年からは彼らも徴兵の対象となったのであるが、それを拒否することも容易に選択できたので、対象が拡大されたといっても、それは軍隊の人的増強にはほとんど役立たなかった(Pegna, 45)。

19世紀末になると、外国人のなかには兵役を避けるためにフランス国籍を取ろうとはしない者が増えているのではないかと指摘する声は、議会などで高まっていった。後の人口学者の推定では、そのような立場にあると考えられる外国人は1850年に10万人、1870年に15万人、1888年に23万人存在した(Depoid, cit. from Noiriel, 210)。そうしたなかで、1889年に新しい国籍法が制定され、生地主義が拡大された。生地主義の拡大とは、第三世代移民の国籍取得の拒否権が撤廃され、彼らに自動的にフランス国籍が与えられるようになったことを意味する。また、第二世代移民は成年に到達した時点で、届出によって放棄しない限り、フランス国籍をもつようになった。それまでは、届出によってフランス国籍を選択することができるという規定であったから、届出の意味合いはまったく逆のものとなった。さらに、未成年の第二世代でも、親が子に代わって地区の治安判事のもとで子のフランス国籍を取得する手続きを取ることができるようになった(Pegna, 59-60; Serra(a), 53; de Dainville-Barbiche, 265)。

命令に基づく外国人の帰化にも圧力がかけられるようになった。すなわち、まず1888年に、フランスに長期在住するすべての外国人に居住許可を申し出ることが義務づけられた。さらに、1889年国籍法では、過去に交付された居住許可証の持ち主は、その後5年以内に帰化を申請し、かつそれが認許されなければ、居住許可証を失うという規定が付帯条項として定められたのである(de Dainville-Barbiche, 261; Pegna, 55)。こうして、このとき以降、居住許可証は明確に帰化の第一段階と位置づけられるようになった。そのため、居住

許可証をもつことによって部分的に市民権を保証されながら、外国人の身分のままでも長期的にフランスに在住するというパターンは成立しなくなった(Noiriél, 84)。

なお、1889年の新法制定にともなって、成年未満でも兵役に就くことで自動的にフランス国籍を取得できるようになった。その翌月に国民皆兵制度が導入されたことも重要である。これらのことはやはり、新しい国籍法の動機の一つに兵士の増強という思惑があったことを示しているのである(Serra(a), 57; Pegna, 53)。ここで、表1に戻ると、帰化や届出などに基づいてフランス国籍を取得した外国人の人口は10万4000人(1886年)から22万2000人(1901年)へと15年間で倍以上となり、在住外国人の人口に対する国籍取得者(元外国人)の人口の比率も9%から21%へと上昇した。この数に、「生まれつきのフランス人」となった第三世代移民の数が加わるのである。ちなみに、1886-1901年の間にフランスの総人口はこれらの増加分をすべて含めて52万人しか増えていない。このことはフランスの人口増がいかに外国人に依存していたかということを示すものである。

ここで、フランスとイタリアとの関係に戻ろう。実は、フランスはドイツだけではなく、イタリアに対しても、安全保障の面でとくに神経質になった。イタリアは1881年のフランスによるチュニジアの保護国化に反発し、1882年にドイツ、オーストリアと三国同盟を結んだ。それによって、イタリアはドイツがフランスから攻撃を受けた場合にはドイツを支援し、ドイツはイタリアがフランスから攻撃を受けた場合はイタリアを支援することが定められた。三国同盟は1887年に再延長された。さらに、1881年に締結された両国間の貿易条約が1888年2月に更新されずに失効した後、両国はたがいに関税率を引き上げあう「関税戦争」に突入した。このようにして、両国間の政治的緊張は1880年代中頃からにわかになら高まっていったのであるが、そのことはますます移民と兵役とを切り離すことのできない問題とした。すなわち、もし戦争状態になったら、イタリア北西部からフランス南東部への移民のうち、どの程度がフランス兵として組織されることになるのかということがきわめて重大な問題となったのである。

対するイタリア政府はフランスによる国籍取得促進策に敏感に反応した。そもそもイタリア政府が移民の経済的苦境の実態を本格的に調査し、その全体像の把握に努めるようになったのは、1880年代に入ってからのものであった。そして、それらの実態調査をもとに、クリスピ政権が貧しい移民から金を巻き上げる悪徳のエージェンシーを取り締まる体制を強化したのは、ようやく1888年のことであった(Serra(a), 41-45)。当時、農業危機の進行によって農村の偽装失業率がさらに高まっていくなかで、政府は移民の流出はやむを得ず、との立場をとったのだが、そこから醸し出される社会不安を鎮めるために、移民の保護に最低限の措置を施すことが求められたのである。したがって、それは移民規制派と促進派の妥協の産物(監視のもとに置かれた自由な移民)であった(Sori, 258)。クリスピにしてみれば、そうしたイタリアの動きと時を同じくして強められていったフランスによる国籍取得増進策はけっして座視することのできないものであった。第一に、フランスとの間で非常事態となったときに、国籍を変更する者の増大はイタリアにとって脅威になりかねなかった。彼らは両国間の国境の諸事情について精通していたからである。第二に、移民の識字率が一般に低かったことから、第二世代が「フランス語を読み書きできない=統合の条件を満たしていない」という理由で、フランス国籍を放棄するための届出をわざわざ行うことは、本人にとって恥辱的な行為となりかねず、また本人が周囲から報復を受けることが懸念された(Serra(a), 54)。

しかし、外交ルートを通じてフランス南東部におけるイタリア人の国籍取得の増加を食い止めようとしたイタリア政府の努力は、ほとんど徒労に終わった。帰化と届出に基づく国籍取得に分けて見てみよう。第一世代の帰化については、たとえば、トゥーロンに居住していたイタリア人の漁師たちは1888年に貿易条約に基づく身分の保護を失ったのち、居住許可証を得て残留するか、いったん帰国するしかなかったが、その大半は前者を選択した。上述したように、居住許可証の交付が帰化への第一ステップとして明確に位置づけられるようになったのは、ちょうどその頃であった。何年もフランスに住み着き、フランスの女性と結婚した労働者の多くも帰化の道を選んだ。

1889年のマルセイユでは、7万5098人の在住イタリア人のうち、2万9587人が居住認定の申請を提出したという調査がある(Serra(a), 48)。

さらに、イタリア政府が失望したこと、移民二世代のなかには自発的に兵役に就き、それによってフランス国籍を得る者も少なくなかった。フランス政府の報告に基づいてイタリア大使のもとで集計された資料によると、1880年代末-90年代初めのフランスの全外国人人口に占めるイタリア人の比率は25%であったのに対して、1889年法に基づいてフランス国籍を取得した者に占めるイタリア人の割合は35%であったという。大使のトリニェッリはこのことをもって、イタリア人の「愛国心の嘆かわしい沈滞」と評した。しかし、統計上は1901年の在住外国人に占めるイタリア人の比率は32%であったから(表1)、当時、外国人の全体的な動向と比較して、イタリア人がフランス国籍を取得する傾向がとくに突出していたと断ずるわけにはいかない。大使の悲観的な認識は、イタリア政府の焦慮を反映していたと考えることができるであろう。なお、1889-98年の9年間に1万394人のイタリア人がフランス国籍を取得したのに対して、成年になってその取得権を放棄したものは400人に満たなかったというイタリア側の資料がある(Serra(a), 52-57, 58)。それがイタリア人に特有の傾向であったとは考えられないのであるが、ともかくも移民の二世代による国籍取得権の放棄はごく稀なケースであった。

両国間の政治的な対立もあって、次節で論じるように、フランス社会は1880-90年代にかけてイタリア人移民に敵対的な態度をとるようになった。このことを先取りすれば、次のようにまとめることができる。両国間の政治的な緊張とフランス社会の不穏な動きがともに高まるにつれて、イタリアからの移民流入の勢いに急ブレーキがかかり、逆に出国者が増えていった。表4が示す通り、イタリアからの年平均の入国者数は1881-1890年の3万7000人から1891-1900年の2万6000人に急減した。同時期にドイツ、スイスへ向かうイタリア人が急増したことからすると、これはかなり異常な事態であった。それと同時に、受け入れ国の政策的な後押しを受けて帰化・国籍取得者が増えたことも、1880年代中頃-90年代中頃にフランス在住イタリア人の増加率が大きく鈍ることに寄与したのであった。

表4 目的国別のイタリア人出国者数（1861-1970年）

（単位：年平均は人，比率は％）

年	フランス		ドイツ		スイス		ヨーロッパ全体		全体	
	年平均	比率	年平均	比率	年平均	比率	年平均	比率	年平均	比率
1861-1870	28,850	23.8	4,403	3.6	3,818	3.2	99,272	82.0	121,040	100
1871-1880	34,759	29.6	10,594	9.0	13,282	11.3	90,549	77.0	117,596	100
1881-1890	37,407	19.9	8,639	4.6	7,118	3.8	92,920	49.4	187,920	100
1891-1900	25,928	9.1	23,093	8.1	18,906	6.7	128,800	45.4	283,473	100
1901-1910	57,262	9.5	59,104	9.8	65,567	10.9	251,201	41.7	602,669	100
1911-1920	66,449	17.4	28,507	7.4	43,350	11.3	169,645	44.3	382,807	100
1921-1930	101,609	39.8	1,149	0.5	15,706	6.2	136,242	53.4	255,064	100
1931-1940	21,378	30.4	5,810	8.3	8,586	12.2	41,422	59.0	70,265	100
1946-1950	38,408	17.0	62,606	27.8	127,698	56.6	225,544	100
1951-1960	59,249	20.2	16,051	5.5	74,503	25.4	176,712	60.2	293,741	100
1961-1970	20,669	7.8	74,585	28.2	102,103	38.6	212,821	80.4	264,699	100

出所) Ciuffoletti, Z. et M. Degl' Innocenti, eds., p.466,467,TAV. II, III(部分).

3 フランス社会とイタリア人移民

19世紀末までに、イタリア人労働者を含む外国人労働者はフランス経済に必要不可欠な存在になっていった。しかし、そのことは、彼らがかならずしも社会的に問題なく受け入れられるようになったことを意味するのではない。いったん不況に陥ると、外国人労働者の存在は不安定なものにならざるをえなかった。このことは19世紀末から20世紀初めにかけて制定された一連の法律にも反映されているように思われる。すなわち、児童労働の制限(1841年)や労働権の確立(1848年)など、19世紀中頃に制定された社会法がフランス人労働者と外国人労働者との間に差別を設けてはいなかったのと同様に、この時期に制定された多くの法律、たとえば衛生法(1893年)、女性と児童の労働時間の制限(1892年、1900年)、週休法(1906年)なども、外国人労働者を差別的に取り扱うものではなかった。しかし、その反対に、外国人労働者が賃金労働者の結社の代表にはなれないこと(1884年)、鉱山会社における福利厚生

への制限(1890年, 1894年), 無償の医療補助の制限(1893年), 単身外国人労働者の労働災害に対する補償の制限(1898年)など, ちょうど不況のさなかに制定された一連の法律を通して, 外国人の労働条件には以前よりも厳しさを増した部分もあった。この最後の二つの例は, それまで差別的な規定がなかったのに, 改正でそうした規定をわざわざ盛り込んだものであった(Noiriel, 77, 111-112; Weil, 30)。

ところで, 1870年の第三共和政の成立をもって, フランスは議会制民主主義のもとに大衆が政治を動かす時代に入った。ここで, 19世紀末のフランス社会における移民の立場を考えるうえで重要となる第三共和政の特質を三つ挙げておく。第一に, 対プロイセン戦争(1870-71年)の敗北とアルザス＝ロレーヌの割譲をきっかけとして, この時代にフランスがナショナリズムの高揚期にも入ったということである。たとえば, 初等教育で標準フランス語が用いられるようになり, 市民としての徳と同時に軍事的な徳を重視する教育が宗教教育に取って代わるようになった。また, 三色旗(国旗), ラ・マルセイエーズ(国歌), バスティュー・デイの創設は国民のアイデンティティを高めるはたらきをなした(Jenkins & Copsey, 103)。第二に, この時代に一律に整備された無料の初等義務教育が移民労働者の子どもたちをもフランス人として育てる役割を担ったということである。それは伝統的なカトリズムを排除した理性と進歩を重んじる教育であり, 移民に対しては「フランス人であること」がその規範となった(Crowley, 74)。第三に, この時代に労働者自身の団結と要求の権利が拡大されたということである。労働者による争議権の獲得は1864年のことであったが, それは1879年の社会党の創設, 1884年の組合団結権の獲得と続いた。

こうした時代状況のもとで, 不況の局面に入った場合, フランス社会やフランス人労働者は移民労働者に対してどのような行動をとるであろうか。可能性としては, ナショナリズムに対する反発(移民労働者との連帯), ナショナリズムへの移民労働者の包摂(統合の促進), ナショナリズムとの相互の増幅(移民労働者との摩擦)ということが考えられる。このように図式的に整理すると, 前節で述べたフランスにおける帰化・国籍取得の促進というのは,

ナショナリズムへの移民の包摂というパターンであったとすることができるであろう。しかし、それだけではなく、1880-90年代には、フランス人労働者と外国人労働者との間の摩擦も数多く発生した。そして、その最大の標的にされたのがイタリア人移民であった。それは、この時期に両国間の政治的關係が陰悪化したことに加えて、より直接的には、長引く不況のもとで、イタリア人労働者がフランス人労働者の賃金を全般的に低下させている張本人と見なされたからである。フランス人労働者はこうした理由からイタリア人労働者を敵視しただけではなく、労働市場におけるイタリア人の存在を通じて賃金と労働条件を合法的に切り下げようとしているという理由で、フランス当局の態度にもしばしば不信感を表明した(Vertone, 109-110, 114)。

1881年6月にマルセイユでイタリア人が襲撃される事件が起きたが、そのきっかけは、彼らのなかの何人かがチュニジアから帰還したフランス軍の行進に向かって、口笛を吹きながら野次を飛ばしたと非難されたことにあった。真相は不明であるが、もしそれが本当であったとすると、彼らはチュニジア占領というナショナリズムの高揚期に入ったフランス社会を無用に刺激したといわなければならない。不埒な行為の噂はすぐに暴力沙汰へと拡大した。襲撃は数日続き、イタリア人の死傷者が出るという結末となった(Pegna, 52; Vertone, 108)。マルセイユのある政府寄りの新聞には、事件の一コマが次のように報じられた。「ドミニコ・オリーゴというイタリア人の日雇い労働者が波止場の宿屋で夕食をとったばかりのところを、若者たちに詰め寄られ、イタリア人かと問われた。彼は、自分はフランス人でもイタリア人でもなく、ただフランスとイタリアを愛する者だと答えた。しかし、そのアクセントから若者たちは彼の国籍を知り、地面に殴り倒したうえ、ヴュー・ポール[マルセイユの港]の船渠の中に投げ込んだ」(*Le Petit Marseillais*, 20 juin 1881, cit. from: Vertone, 109)。このときに被害を受けたイタリア人のなかには、たとえばチェルヴィーノ(Cervino)をセルヴァン(Cervin)、ボッティーリャ(Bottiglia)をブテーユ(Bouteille)というように、名をフランス風に改めていた者もいた。他方、襲撃者のなかでもっともたちが悪かったのはイタリアからフランスへと国籍を変えた者たちであったという(Noiriel, 222)。

翌年2月には、フランス南部ガール県のアレス周辺の鉄道建設現場で働いていたイタリア人の労働者が、フランス人労働者の賃金の切り下げの原因になっていると難詰され、現場から追い出され、近くの村落にあった住宅まで追い回されるという騒動が起きた。住宅は4棟あり、30人ほどのイタリア人労働者がそこで寝泊まりしていた。そのなかには妻や子とともに生活していた者もいたが、追いつめられたイタリア人労働者はそこで暴行を受け、多くの者が重傷を負った。なかには致死傷を負った者もいた。その4カ月後、県知事は「労働の自由」の名のもとに、外国人労働者の就業を妨げる者に対する量刑を重くする対応策を打ち出し、司法の側もそれに応じて、イタリア人に危害を加えた被告人に対しては以前よりも厳しい量刑を科すようになった (Vertone, 113, 115)。

しかし、その後も、フランス南部を中心に、スト破りに加担するイタリア人労働者への敵対的感情は収まるところを知らず、1884年から1901年にかけて、イタリア人労働者の雇用の制限を合法化するための法を制定しようとする計画が43回にわたって練られた。1888年には、今度はフランス東部のジョアンヴィルやパリ北東のブレなどで、大勢のイタリア人労働者が襲撃され、重傷者が出るという事件が続発した。彼らはパリに避難し、帰国を求めた。1892年、カンヌ港で、フランス人労働者がイギリス船からの荷揚げにイタリア人労働者を雇用しないように要求する騒ぎが起きた。しかし、警察は労働の自由を理由に強制的に介入して、フランス人労働者の言い分を退けた (Sori, 280; Serra(a), 51; Serra(b), 151)。

イタリア人労働者に対する最大の襲撃事件は1893年8月16日に地中海に面したエイグ・モルトで起きた。それは偶発的な事件であったとみなすよりも、上述したようなフランス社会における一連の反イタリア的な動きの頂点としてとらえなければならぬであろう。同年、エイグ・モルト市郊外の製塩工場にはおよそ3000人の労働者が従事していたが、そのうち1000人ほどがイタリア人であった。塩田の労働とりわけ塩の運び出し作業はきわめて過酷で、フランス人労働者は、賃金の引き上げが望めない状況では、それを最初から引き受けないか、引き受けても我慢できずに数日で放棄していた。それを引

き受けたのはイタリア人労働者であった(Vertone, 118)。以下は、公文書や事件後の起訴状、警察の報告、現地の新聞記事などを史料とするヴェルトーネによる事件の経過の記述を要約したものである(Vertone, 119-124)。きっかけは些細なもので、塩の運び出し作業をしていたイタリア人労働者とフランス人労働者との間で、朝から昼にかけていくつかの悶着が起きたということにすぎなかった。それが午後には、彼らの間で刃傷沙汰となり、それはいったん収まったのだが、その騒動が誇張されて市中に伝わると、夕方から晩にかけて、仕事を終えた他の職場の労働者などが街にあふれ出るようになった。当局は急ぎイタリア人の警護を強化したが、群衆の間には「ラ・マルセイエーズ」の歌や「イタリア人に死を」の叫びが飛び交った。そして、群衆の一部は暴徒となり、当局の手薄な警護をかいくぐるように、翌日の朝から午後にかけて、製塩工場から市内に向かう路上など数カ所で、イタリア人に襲いかかった。こうして、イタリア人十数名が死亡、数十名から百数十名が負傷するという大惨事となったのである。

エイグ・モルト事件はフランス社会に多大な反響を呼んだ。事件直後には、フランスからイタリア人を追放するためのストライキが各地で決行され、労働組合は反イタリア的な動きをいっそう強めた。こうして、労働条件を悪化させる敵役としてイタリア人労働者はその後も攻撃にさらされた。翌1894年、無政府主義者のサンテ・カゼーリオというイタリア人がフランスのサディ・カルノー大統領を暗殺したことがきっかけとなって、リヨン、マルセイユ、グルノーブルなどの都市でイタリア人に対する暴力事件が相次いで発生した。エイグ・モルト事件を知っていたイタリア人はパニックに陥り、あわてて本国へ、またドイツ、スイス、ベルギー、さらにはスペインへと出国していった。1895年にはナンシーとフランス南東部モーリエヌ地方のサン・ジャンでもイタリア人労働者が襲撃され、死傷者が出るなど、事態は最悪の局面を迎えた(Pegna, 52; Tosatti, 226; Serra(b), 153-154, 160-161)。

しかし、まず事態の打開を切り開いたのも労働組合であった。イタリア人がフランスの労働組合に加盟するようになったのは、1890年代中頃のことであり(Sori, 289)、この頃からイタリア人に対するゼノフォビア(外国人を排撃

しようとする動き)はしだいに収束に向かった。エイグ・モルト事件の後、イタリア社会でも新聞などを通じて排他的な愛国主義が高まりを見せたのであるが、他方で、1899年にフランスにイタリア社会党が結成され、フランス社会党との協同が模索されるようになった(1888年に本国のイタリア社会党は解散させられていた)。このように、労働組合や社会主義政党が中心となって両国の労働者の組織的な協調が始まったのであるが、1901年にフランス経済が好調に転じると、フランスの雇用者や両国政府のレベルでも経済的な関係の緊密化が図られるようになり、それらもゼノフォビアの退潮の大きな要因となった(Milza, 67)。基本的な枠組みは1904年に結ばれたフランスとイタリアの労働協約であり、そこには両国の労働者の労働条件や賃金等を平等にするように努力することが盛り込まれた(Sori, 395)。個別産業においても、たとえば、フランス鉄鋼業の経営者団体である鉄鋼協会(Comité des Forges)が1907年にイタリアでのリクルートを大がかりに組織化することを計画し、イタリアに雇用エージェントを派遣することやフランス人労働者と同等の雇用契約をイタリア人労働者と結ぶことなどを盛り込んだ協定をイタリア移民局と結んだ(Pegna, 68-70)。

1880-90年代のイタリア政府は、自国の防衛や移民自身にとって不利であると考えられていたフランスへの帰化の増大を食い止めることができず、またフランスでときおり激しく巻き起こったイタリア人に対する排撃運動を有効に阻止することもできなかった。1901年、両国間の関係が好転するなかで、ジョリッティ政権は移民を永続的に続くものとみなしたうえで、出国する段階から受け入れ先への入国後まで、移民の動きを国家レベルで管理し、支援することを趣旨とする移民法を制定した。同法に基づく具体的な施策としては、移民を支援する中央機関である移民局の設立や移民たち自身が拠出する移民基金の創設などが挙げられる。1901年移民法はそれまでの日和見主義的な移民政策を脱却しようとした点で評価できる。しかし、移民局には、移民を安全に移送するサービスの提供や移民情報の収集が不十分であるとの批判が多く寄せられ、移民基金などから成る同法の財政的な基盤も弱かった(Sori, 268, 270; Bosworth, 120)。

それに対して、フランスではすでに1888年に身分証制度が導入され、それ以降、フランスに入国する外国人には、国籍を記した身分証の携行が義務づけられることとなった。その後、身分証は就労許可証と滞在許可証の二つの役割をはたすようになり、就業者と非就業者の区分や就業者の職種がそこに記載されるようになった。1917年には、フランスに在住する15歳以上のすべての外国人に対して、写真付きの身分証の携行が義務づけられた。そのうち長期居住者には、2年間有効で、更新可能な特別な身分証が発行された。この措置にともなって、居住許可証は1927年に最終的に廃止された(Gildas, 275; Noiriél, 88-89; Tapinos, 6)。

1900年代以降、両国間の関係は政治的にも社会的にも安定し、イタリアからフランスへ向かう移民の流れはふたたび活発化した。1901-11年のイタリア人の入国者数は1891-1901年に比べて2.2倍もの伸びを示し、在住イタリア人の人口も1901年の33万人から1911年の41万9000人に増大した(表1,表4)。

4 戦間期から1970年代前半までの概観

最後に、戦間期から1970年代前半にかけてのフランスへのイタリア人移民の動きを、ごくかいつまんで述べる。

第1次世界大戦が始まると、フランスからイタリアへの帰国者が一時的に増大した(Sori, 401-402)。しかし、ただでさえ人口不足に悩んでいたフランスは若者の戦死者の増大によってさらに深刻な打撃を受けたために、戦後、労働力不足の対策にふたたび力を入れ始めた。1919年にフランスはイタリアと1930年まで有効な労働協約を結んだ(Pegna, 75)。その効果もあって、1921-30年にアルプス以北に向かったイタリア人移民の4分の3がフランスに入国した(表4)。イタリア人労働者は従来の分布に加えて、戦後フランスに再編入されたロレーヌの鉄鋼業地帯にも就業の機会を広げた。また、イタリアからの反ファシストの亡命者が増えていったが、彼らが亡命先に選んだのはおもにフランスであった(Sori, 407, 422; Noiriél, 142; Weil, 34)。

表5の示す通り、フランス在住イタリア人の人口は戦争を挟んだ時期に伸び悩み、1911-21年の伸び率は8%にとどまったが(その前の10年間は伸び率

表5 フランスの人口推移 (1911-36年)

(単位:千人)

	1911	1921	1926	1931	1936
フランスの全人口	39,912	38,797	40,228	41,228	41,183
生来のフランス人	37,779	37,011	37,570	38,152	36,468
帰化・国籍取得者	253	254	249	361	517
外国人	1,160	1,532	2,409	2,715	2,198
イタリア人	419	451	760	808	721
外国人に占める比率 (%)	36	29	32	30	33
フランスの全人口に占める比率 (%)	1.05	1.16	1.89	1.96	1.75
ポーランド人	—	46	309	508	423
外国人に占める比率 (%)	—	3	13	19	19
フランスの全人口に占める比率 (%)	—	0.11	0.77	1.23	1.02

出所) Weil, P., Appendix: Recensements de 1851 à 1936(部分).

27%)、その後の10年間の伸び率は79%にはね上がった。ポーランド人の流入も勢いを増したが、1931年の絶対数ではイタリア人はそのポーランド人を依然として約30万人上回っていた。表3-2はフランスへの移民送り出し国3カ国について、1931年の生産活動人口を国別・雇用形態別に示したものである。ベルギー人の職業が若干高度化したのに比べて、ポーランド人ほどではないにしろ、イタリア人は依然としてブルーカラー主体の構成となっている。

イタリア人移民の流入は1930年代初めにピークを迎えたのち、転換期を迎えた。その背景には1931-37年まで続いた深刻な不況という事情があった。フランスにおける規制の始まりは1932年に制定されたフランス人労働者の就業を保護する法律であった。政府はこのときから、民間部門で雇用できる外国人一般労働者の上限数を、労働組合と経営者団体の要求に応じて割り当てることができるようになった。割り当て対象は1935年に熟練工にまで拡大された(Sori, 422; Weil, 32, 34; Pegna, 84-85)。1934年には、新たに流入する移民に対して就労許可証を発行しないことが決定され、その翌年、雇用されて10年未満に失業した外国人の就労許可証を更新しないことも決められた。1935年には2万あまりの外国人が強制送還された(Weil, 33, 35)。この頃が外国人労働者を排除しようとする政策的な動きのピークであった。1880-90年代と

同様、1930年代の景気下降期には、とくにイタリア人とポーランド人を「同化不可能」とみなす風潮が高まったのであった(ハーグリーブス、65-66, 242)。

1930年代にイタリアからフランスへの出国者数は急減した(表4)。しかし、その一方で、長期居住者によるフランスへの帰化・国籍取得は、不況期に入ってさらに拍車がかかった。その結果、1931年時点でフランス国籍を有する「元イタリア人」(10万人)とフランス在住のイタリア人(81万人)の比率は12%であったのが、1936年にはそれぞれ15万7000人、72万1000人となり、両者の比率は22%に上昇した(Noiriel, Annexes statistiques)。もっともそれは外国人の全般的な傾向であり、「元外国人」と在住外国人との比率も同期間に13%から24%に上昇した(表5)。このような動きは1880年代中頃-90年代中頃にも見られた。すなわち、イタリア人をはじめとする外国人への風当たりが強くなるなかで、純流入が停滞ないし減少する半面、フランス国籍を取得する者が増えるという動きである。

1938年、景気が回復するなかで、労働割当制が中止され、熟練工の就労許可証の発行が増えた。しかし、政治的な環境が逆に厳しさを増したために、外国人の管理が強化され、帰化した者の市民権が部分的に制限された。すなわち、1935年に帰化した者が公職に就くことが禁止されたことを皮切りに、1938年には、①外国人の婚姻が届出制から認可制に変わり、②帰化後5年間の選挙権の禁止や被選挙権行使に対する厳しい選別(事実上の禁止措置)がなされ、③フランスへの忠誠に対する過失が認められると、フランス国籍を失うという規定が設けられた(Gildas, 274; Weil, 34, 50-52, 468-469)。しかし、この戦争直前の時期にも、帰化・国籍取得は加速的に増え、1939年だけで7万3000人、1940年前半だけで4万3000人に達した(Weil, 53)(ただし、イタリア人の数は把握していない)。

1945年、国立入国管理局が設立された。その目的は移民の受け入れ態勢を整備することにあつたが、経済再建に必要な労働力不足の補強先として求められたのはおもに南ヨーロッパであった。入国管理局はイタリア、スペイン、のちにポルトガルに募集事務所を開設した。その成果もあって、入国管理局

を通じて入国した外国人労働者の7割をイタリア人が占めた(Tapinos, 29, 234)。

しかし、その後、イタリア人移民の流れには大きな変化が生じた。第一に、1950年代以降、イタリアの農業就業比率が全般的に低下するとともに、1960年代に入ってイタリア北部が急速に工業化を遂げたために、北部の過剰労働力は近くの工業地帯に吸収されるようになった。他方、比較的経済発展の遅れた南部の過剰労働力が北部へ、そしてさらにアルプス以北へと向かうようになった。その結果、1955-69年にイタリアからヨーロッパに純流出した分の71%が南部出身者となった(Casacchia & Strozza, 74)。第二に、フランスとイタリアの賃金格差が縮小し、スイスやドイツとイタリアの賃金格差が拡大したために、受け入れ国としてのフランスの比重が低下した。イタリア人の入国先として、フランスは1950年代にスイスに、1960年代にドイツに追い抜かれた。1961-70年代にイタリアを出国した者のうち、フランスに向かったのはわずか8%にとどまった(ドイツ28%, スイス39%)(表4)。

南部からの移民の相対的増大ともなって、フランスではイタリア人男性の単身労働者の比率が再び上昇するなど、出稼ぎ的な要素が強くなった。1946-62年、フランス在住イタリア人に占める女性の割合は45%から43%と横ばい傾向にとどまった(ハーグリーヴス, 44)。他方、1960年代のイタリア国内では女性の就業率が大幅に上昇したことが確認される(森田, 10-11)。しかし、いずれにしろ、フランスへの入国者数そのものが1958年をピークとして、1960年の5万9000人から1965年の2万人、1970年の9000人、1975年の6000人へと急速に減少した。イタリアがフランスへの最大の移民出身国としての地位をスペインに明け渡したのは1968年、イタリアが純移民受け入れ国に転じたのは1972年のことである(ただし、その後も純移民流出国となった年もあり、完全に純移民受入国になったのは1988年である)(Venturini, 10, 17)。イタリアからフランスへの新規流入者が細るなかで、長期在住者の帰化・国籍取得が増えていったため、1975年の時点でフランスにおける「元イタリア人」とイタリア人の人口比率は96%となり、ほぼ同じとなった(Noiriél, Annexes statistiques)。1世紀以上におよぶフランスへのイタリア人移民の歴史はここに幕を閉じた。

おわりに——現在の移民統合への示唆

表3-3は、フランスへの移民送り出し国4カ国について、1975年の生産活動人口を国別・雇用形態別に示したものである。それによると、イタリア人はアルジェリア人とモロッコ人に比較して高い職業構成を有してはいるが、1935年のそれ(表3-2)と比較して、著しい違いがあるとはいえない。ただそれにしても、低階層の労働者がヨーロッパ外から大量に流入し、イタリア人の地位を相対的に高めたことの意味は大きい。そして、このようなイタリア人とほぼ同数の「元イタリア人」がフランスでコミュニティを形成しているのである。

1984年のある世論調査で、「フランス在住の各コミュニティが全体としてフランス社会に十分に統合されていると考えるか」という質問が出された。イタリア人の場合、フランス人の回答者の81%が「十分」と答え、「不十分」は9%、「無回答」は10%であった。それが、たとえばポルトガル人の統合度を尋ねられた場合は、「十分」70%、「不十分」8%、「無回答」12%、チュニジア人の場合はそれぞれ37%、42%、21%、トルコ人の場合はそれぞれ19%、43%、38%であった(ハーグリーヴス、236)。この調査結果は、大がかりな移民の歴史を閉じたのち、フランスに定住した部分を中心にして、イタリア人の統合が成功のうちに完結しつつあることを端的に示すものである。EU(ヨーロッパ連合)における市民の移動が自由化された今、これらイタリア人のコミュニティはなおしばらくは(あるいはかなり長期にわたって)「イタリア的な文化」を保ちながら、イタリアとフランスの間の人的交流をより一層潤滑にする役割を担っていくであろう。

しかし、イタリア人移民はかならずしも恵まれた環境にあったわけではない。たしかに両国の地中海沿岸地域は風土的に似かよっており、昔から国境地帯では人々が日常的に往来していた。しかし、まさにそのフランス南部を中心にして、1880年代中頃から90年代中頃に激しいイタリア人排斥運動が起きたのである。この章でおもに焦点を当てられたのは、このときのフランス・ナショナリズムがどのようにしてイタリア人移民を包摂し、またそれと

同時に、排除しようとしたのかという問題であった。1930年代の不況のときには、外国人労働者、とくにイタリア人と彼らより遅れてフランスに押し寄せてきたポーランド人を労働市場から締め出そうとする動きが高まった。

それにもかかわらず、イタリア人移民の統合が最終的に成功したのは、第一に、19世紀中葉から1世紀の間、景気変動や政治的な環境の変化をはさみながら、ともかくも彼らが底辺労働力をにう存在として長期的に必要とされたからである。第二に、帰化・国籍取得者がイタリア人コミュニティの形成にあずかり、それが新たな移民受け入れの基盤となったからである。第三に、移民の流れそのものが少なくなり、定住コミュニティが成熟し、受け入れ国における経済的な地位を相対的に高めていったからである。しかし、そのためには、本国経済とフランスの底辺労働力を支える新たな移民の流入が実現されなければならなかった。第四の理由は、この条件が実現したことに求められる。

現在のフランスにおけるEU域外からの移民にとって、この第四の条件は少なくとも当面は達成される見通しが少ないし、そもそも新たな低開発地域からの移民が差別的な構造の底辺に再編成されるという構図自体、いよいよ反省を迫られるものである。そこで、最後に次の点を強調しておかなければならない。ふたたびハーグリーヴスを引用すれば、移民は一般に「移民前の遺産から受け継いだ要素をフランスの社会的交わりを律する規範との関わり合いと合体させる新しい統合の方式」をおのずと身につけていく(ハーグリーヴス, 202)。ヨーロッパ的か非ヨーロッパ的かという基準を統合の絶対的な与件にするのは危険であり、無意味である。それに、そもそも統合はマジョリティ集団への一方的な吸収ではありえない。移民は統合されなければならないという前提のみに基づいて、移民問題を考えることは不十分である。そこには、送り出し国はもとより、受け入れ国の社会もまた移民によって変化する可能性が捨象されているからである(Buechler, 4)。第2次世界大戦後のイタリアにしてみても、数十万人のフランス在住人口を抱え、職業構成もかならずしも高くはないという条件のもとで、統合の完成過程に入った。それは先輩格のイギリス人やスイス人とは明らかに異なるパターンであった。

フランス社会もまた移民受け入れの歴史のなかで徐々に変容しつつあるのかもしれないのである。

●注

- 1) これは出国した者の延べ数であり、その少なからぬ部分が帰国したり、複数回往復したり、フランスからアメリカへと渡航した。
- 2) ただし、スイスとドイツのデータは冬季のものであり、それより多くの季節労働者がイタリアから流入していた夏季のものではないことに注意を要する。たとえば、1907年6月にドイツでとられた統計があるが、それによると、家族をのぞいた労働者だけでも、イタリア人の数は14万7000人にのぼった (Trincia, 57)。

参考文献

- アリック・G・ハーグリーヴス (石井伸一訳) 『現代フランス——移民からみた世界』明石書店, 1997年.
- 森田桐郎 「現代の国際労働移動——実態・特徴・分析視角」 森田桐郎編著 『国際労働移動と外国人労働者』同文館, 1994年.
- Bosworth, R. J. B., *Italy and the Wider World, 1860 - 1960*, Routledge, 1996.
- Tapinos, G., *L'immigration étrangère en France: 1946 - 1973*, Presses Universitaires de France, 1975.
- Buechler, H. C., "Introduction", in: Buechler, H.C., and J.M. Buechler, eds., *Migrants in Europe: The Role of Family, Labor, and Politics*, Greenwood Press, 1987.
- Casacchia, O., e S. Strozza, "Le migrazioni interne e internazionali in Italia dall'Unità ad oggi: un quadro complessivo," in: Di Comite, L., e A. Paterno, eds., *Quelli di fuori: dall' emigrazione all'immigrazione: il caso italiano*, Franco Angeli, 2002.
- Ciuffoletti, Z., e M. Degl' Innocenti, eds., *L'emigrazione della storia d'Italia, 1868/1975*, Vallecchi, 1978, Vol.2.
- Crowley, J., "France: the Archetype of a Nation-State," in: Hagendoorn, L., et als., eds., *European Nations and Nationalism: Theoretical and Historical Perspectives*, Ashgate, 2000.
- De Dainville-Barbiche, S., "Les sources de l'histoire de l'émigration italienne en

- France conservées aux Archives nationaux,” in: *L'emigrazione italiana, 1870 - 1970*, Ministero per i beni e le attività culturali e Direzione generale per gli archivi, 2002.
- Duroselle, J.-B., e E. Serra, eds., *L'emigrazione italiana in Francia prima del 1914*, Franco Angeli, 1978.
- Gildas, B., “Les sources départementales françaises de l’immigration italienne,” in: *L'emigrazione italiana, 1870 - 1970, op.cit.*
- Gut, P., “L’immigration italienne en France de 1830 à 1870,” in: Duroselle, J.-B., et al., eds., *op.cit.*
- Jenkins, B., and N. Copsey, “Nation, Nationalism and National Identity in France,” in: Jenkins, B., and S. A. Sofos, eds., *Nation and Identity in Contemporary Europe*, Routledge, 1996.
- Jenkins, B., and S. A. Sofos, “Nation and Nationalism in Contemporary Europe: A Theoretical Perspective,” in: Jenkins, B., and S. A. Sofos, eds., *ibid.*, 1996.
- Milza, P., “L’émigration italienne en France de 1870 à 1914,” in: Duroselle, J.-B., et al., eds., *op.cit.*
- Toniolo, G., *An Economic History of Liberal Italy, 1850 - 1918*, Routledge, 1990.
- Noiriel, G., *Le Creuset Français: Histoire de l’immigration XIXe-XXe Siècles*, Seuil, 1988.
- O’Brien, P. K., and G. Toniolo, “The Poverty of Italy and the Backwardness of its Agriculture before 1914,” in: G. Federico, ed., *Economic Development of Italy since 1860*, Elgar, 1994.
- Pegna, S., *Che cos’è oggi la nazione: Vecchi immigrati, nuovi immigrati, immigrazione islamica in Francia*, Edizioni ETS, 2000.
- Serra, E.(a), “L’emigrazione italiana in Francia durante il primo governo Crispi (1887-1891),” in: Duroselle, J.-B., et al., eds., *op.cit.*
- Serra, E.(b), “L’emigrazione italiana in Francia durante il secondo governo Crispi (1893-1896),” in: Duroselle, J.-B., et al., eds., *ibid.*
- Sori, E., *L'emigrazione italiana dall'Unità alla seconda guerra mondiale*, Il Mulino, 1979.
- Tosatti, G., “Fonti nell’Archivio centrale dello Stato,” in: *L'emigrazione italiana, 1870 - 1970, op.cit.*
- Trincia, L., *Emigrazione e diaspora: Chiesa e lavoratori italiani in Svizzera e in Germania fino alla prima guerra mondiale*, Studium-Roma, 1997.

- Vertone, T., "Antécédents et causes des événements d'Aigues-Mortes," in:
Duroselle, J.-B., et al., eds., *op.cit.*
- Weil, P., *La France et ses étrangers: L'aventure d'une politique de l'immigration de 1938 à nos jours*, Gallimard, 1991.
- Zamagni, V., "Real Wages in 19th and 20th Century Europe," in: G. Federico, ed.,
op.cit.